

# 東三河若者人材確保支援事業委託業務 企画提案書募集要項

## 1 目的

東三河地域への就職を促進するため、地域の大学生等に、東三河企業の技術・製品・サービスの魅力、東三河での働き方について理解を深める場を設けることで、Uターンの促進や地元定着を図る。

## 2 業務内容

別添1「委託業務仕様書」のとおり

## 3 契約期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

## 4 委託金限度額

6,893,528円（消費税及び地方消費税込み）

※ 当事業は、次年度の愛知県当初予算成立及び国における事業交付決定を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合や国において事業決定がなされなかった場合には、提案を公募したに留まり、いかなる効力も発生しません。また、国において交付金の減額や事業内容の変更決定がなされた場合には、その内容に基づいて選定事業者と協議し、契約を締結します。

## 5 募集期間

募集開始の日から令和8年3月12日（木）午後4時まで

## 6 応募資格

応募の資格者は法人その他の団体とし、本事業において優れた企画力・技術力・ノウハウ等を有し、次の要件を全て満たす者としします。

- （1）愛知県内に事業所を有していること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （3）最新の愛知県入札参加資格者名簿の（大分類）「03. 役務の提供等」に登録されている者であること。（入札参加資格審査申請中の場合は、契約日までに登録される必要があります。）
- （4）企画提案書の提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- （5）「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- （6）国税及び地方税を滞納していないこと。

## 7 応募方法等

### （1）説明会の開催

応募希望者を対象に、以下の説明会を開催します。

※ 出席は必須条件ではありませんが、できる限り御出席ください。なお、欠席により不利益を受けた場合、愛知県はその責任を負いません。

**ア 開催日時**

令和8年2月27日（金）午前10時00分から午前10時40分まで

**イ 開催場所**

オンラインにて開催

**ウ 参加申込方法**

電子メールを以下の要領で送信してください。後日事務局から参加用URLを案内します。

- ・宛 先 higashimikawa@pref.aichi.lg.jp
- ・件 名 東三河若者人材確保支援事業 公募説明会参加申込み
- ・本文 貴社（団体）名、参加者氏名、連絡先（電話番号・メールアドレス）  
なお、参加者は1団体2名までとします。
- ・送信期限 令和8年2月26日（木）午前9時

**（２）提出書類**

- ア 東三河若者人材確保支援事業委託業務企画提案書（表紙）
- イ 企画提案書（様式1）
- ウ 運営管理体制書・統括責任者の経歴書
- エ 事業費積算書（様式2）
- オ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）
- カ 誓約書（様式4）
- キ 企画提案書の不開示願（様式5、必要な場合のみ）
- ク 類似業務の受託実績（様式6）
- ケ 決算報告書（過去2年分）

**（３）提出部数**

10部（正本1部、副本9部）、ただし上記カ、キは1部

**（４）提出期限**

令和8年3月12日（木）午後4時

**（５）提出先**

〒440-8515 豊橋市八町通5丁目4  
愛知県東三河総局企画調整部産業労働課（2階）  
電話 0532-35-6116

**（６）提出方法**

持参、郵送（配達証明に限る）または信書便（手渡ししたことが証明されるものに限る）のいずれかとします。持参の場合、受付時間は土日・祝日を除く開庁日午前9

時から午後5時までとします。

### **(7) 提出書類の取扱い**

- ア 提出書類は返却しません。
- イ 企画提案に係る一切の費用は提案者負担とします。
- ウ 提出書類は、提案者の承諾なしに他に利用しません。

## **8 事前質疑**

当事業について質問がある場合、電子メールを以下の要領で送信してください。電話などによる口頭質問は受け付けません。

### **(1) 送付期限**

令和8年3月4日（水）午後5時

### **(2) 送付要領**

宛先 [higashimikawa@pref.aichi.lg.jp](mailto:higashimikawa@pref.aichi.lg.jp)

件名 東三河若者人材確保支援事業に関する質問

### **(3) 質問への回答**

令和8年3月6日（金）午後5時までに県のウェブページで公開します。

## **9 審査・選定**

### **(1) 審査方法**

提出書類（以下「提案書」という。）について、書面審査を行った後、県が設置する選定委員会において選定します。

#### **ア 書面審査**

愛知県において書面審査により3案程度を選定し、その結果を3月19日（木）までに通知します。なお、提案が3者以下の場合は、書面審査を実施しません。

#### **イ 選定委員会による審査**

選定委員会において、提案書に基づく書類審査を行います。

- ・事務局から提案書の内容について質問を行うことがありますので、別途指定する期日までにご回答ください。

## (2) 審査基準

|        |                                                                                                                                                                                                                     |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 企画提案能力 | ア)東三河の魅力・企業等広域展開事業                                                                                                                                                                                                  |
|        | ①東三河の魅力企業スタディープログラム <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体性、事業効果の実現性</li> <li>・ 参加者の募集方法</li> <li>・ 実施時期、企業の選定等</li> </ul>                                                                                     |
|        | ②東三河起業家マインドスタディープログラム <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 具体性、事業効果の実現性</li> <li>・ 参加者の募集方法</li> <li>・ 実施時期、登壇者の選定等</li> </ul>                                                                                  |
| 業務遂行能力 | ③東三河の企業PR動画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業選定及び動画内容</li> <li>・ 完成時期、配信期間</li> <li>・ 広告成果のフィードバック方法</li> </ul>                                                                                           |
|        | ①事業実施の基本的な運営方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施趣旨への理解度</li> <li>・ 東三河地域の実情把握と問題解決に向けた実効性の高い提案か</li> <li>・ 東三河地域の関係機関等と連携した円滑な業務遂行</li> <li>・ 全体スケジュール及び個別の事業計画の実現性</li> <li>・ 業務遂行に必要な体制整備</li> </ul> |
|        | ②事業費の妥当性 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業内容に対して経費見積額の妥当性</li> </ul>                                                                                                                                      |
| その他    | 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）に基づく評価                                                                                                                                                                                    |

## (3) 選定結果の通知

すべての提案者に対して、速やかに書面で通知します。

## (4) その他

選定委員会は非公開です。選定の経過等に関する問合せには応じません。

また、企画提案書は返却しません。

## 10 スケジュール（予定）

令和8年2月27日（金）午前10時00分より 説明会の開催  
3月 4日（水）午後5時まで 事前質疑送信期限  
3月12日（木）午後4時まで 企画提案書の提出期限  
3月中旬 選定委員会による審査（書面審査）  
4月以降 契約・事業開始  
令和9年2月28日（日）事業完了

## 11 留意事項

- (1) 提案書の提出後に辞退する場合は、理由等を記載した辞退届（様式任意）を提出してください。
- (2) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らし  
てはならないものとします（契約終了後も同様とします）。
- (3) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、県に帰属するものと  
します。委託業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権  
利については、受託者において、使用許可等を得てください。なお、これらを怠っ  
たことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負  
っていただきます。
- (4) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合があります。
  - ア 提案書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しく  
は指示内容に違反があった場合
  - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事  
実が認められた場合
  - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなっ  
た場合